

第 1 1 3 号議案

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

広島市土砂堆積^{たい}等規制条例の一部改正について

広島市土砂堆積^{たい}等規制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市土砂堆積^{たい}等規制条例の一部を改正する条例

広島市土砂堆積^{たい}等規制条例（平成 1 6 年広島市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市土砂堆積規制等条例

第 1 条中「堆積^{たい}」を「堆積」に改め、「規制する」の右に「とともに、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）第 3 2 条の規定に基づき市長の許可を受けなければならない特定盛土等（法第 2 条第 3 号に規定する特定盛土等をいう。以下同じ。）又は土石の堆積（法第 2 条第 4 号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）の規模を定める」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 3 2 条に規定する条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第 4 条の 2 法第 3 2 条に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、次のとおりとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖（地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。次号及び第 3 号において同じ。）を生ずることとなるもの
 - (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - (4) 第 1 号又は前号に該当しない盛土であって、高さが 2 メートルを超えるもの
 - (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの
- 2 法第 32 条に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、次のとおりとする。
- (1) 高さが 2 メートルを超える土石の堆積
 - (2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

第 5 条第 1 項中「で広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 16 年広島県条例第 1 号。以下「県条例」という。）第 16 条第 1 号に該当するもの」を削り、同条第 2 項第 1 号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）の施行の際現に同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制

区域」を「法第 10 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域（第 4 号において「宅地造成等工事規制区域」という。）」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 4 号中「法令（」を「前号に掲げるもののほか、法令（」に改め、同号を同項第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 宅地造成等工事規制区域である土地の区域において行う法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積又は法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域である土地の区域において行う前条第 1 項各号に規定する規模の特定盛土等若しくは同条第 2 項各号に規定する規模の土石の堆積に関する工事に係る土砂堆積

第 8 条第 1 号エ中「県条例」を「広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 16 年広島県条例第 1 号）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の広島市土砂^{たい}堆積等規制条例第 5 条第 1 項の規定に違反して土砂堆積を行っている者に対する措置命令及び公表については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

宅地造成等規制法の改正、本市における土砂堆積に係る規制の状況等に鑑み、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、市長の許可を受けなければならない特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める等所要の改正を行う必要がある。

